

平成 27 年度税制改正に関する意見 重点項目

平成 26 年 12 月
防府商工会議所
日本商工会議所

1. 外形標準課税の中小企業への適用拡大は将来にわたり断固反対

- 外形標準課税は、従業員給与に課税するためアベノミクスの賃上げ政策に逆行する。
- とりわけ、地方の 8 割の雇用を支え、損益分岐点比率が 9 割に達し、労働分配率が 8 割にも達する中小企業への適用拡大は、その影響が甚大（赤字法人 177 万社が増税）であり、地域経済の崩壊等、わが国経済社会の発展の阻害につながることから、将来にわたり断固反対する。

2. 中小法人の軽減税率の引き下げ

- 法人実効税率引き下げに合わせて、50 万社を超える中小法人に裨益する中小法人の軽減税率（現行 15%）を引き下げるべき。また、適用所得（現行 800 万円）を拡充すべき。

3. 地方創生に係る税制について

- 商業地の固定資産税の増税（据え置き措置の廃止）は、都市や地方の商店街を衰退させる（のべ約 70 万事業者が増税）ため、行うべきではない。
- 地方創生を推進するため、地方へ移転した企業だけでなく、地域で拠点の整備・拡大した企業に対して、減税措置（投資減税、地方税の減免措置）を図るべき。

4. 消費税の複数税率・インボイスは導入すべきではない

- 複数税率・インボイスの導入は、社会保障財源が大きく失われ、国民に別の形で負担を強いるうえ、中小企業に多大な事務負担を強いることから導入すべきではない。

以上